平成３０年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成３１年１月１９日から平成３１年４月２６日まで（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、２２件（２４名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ０［２］ | １［２］ | ３［６］ | ３［４］ | 　７［１４］ |
| 支援学校 | ３［０］ | ０［０］ | ０［２］ | ４［０］ | 　７［ ２ ］ |
| 中学校 | ０［３］ | ０［０］ | ５［０］ | ２［０］ | 　７［ ３ ］ |
| 小学校 | １［１］ | １［０］ | １［０］ | ０［１］ | 　３［ ２ ］ |
| 合　計 | ４［６］ | ２［２］ | ９［８］ | ９［５］ | ２４［２１］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | ０［１］ | ０［１］ | ９［６］ | ８［４］ | １７［１２］ |
| 公金公物関係 | ０［１］ | ０［０］ | ０［１］ | １［１］ | 　１［ ３ ］ |
| 公務外非行関係 | ４［４］ | ２［１］ | ０［１］ | ０［０］ | 　６［ ６ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ ０ ］ |
| 合　計 | ４［６］ | ２［２］ | ９［８］ | ９［５］ | ２４［２１］ |

（１）一般服務関係…１５件（１７名）

①体罰…５件（５名）

ア　府立高等学校　男性教諭（５８歳）『減給３月』

平成３０年１０月、男子生徒を指導した際、空の貴重品袋で男子生徒①の顔をはたく、男子生徒②の胸ぐらを掴む体罰をした。その後、逃げようとした男子生徒②に対して、持っていた出席簿を投げつけ、男子生徒②の横でしゃがんでいた女子生徒に当たり、当該女子生徒に怪我を負わせた。

さらに、同教諭は、過去にも体罰により、「訓戒」の服務上の措置を受けていたにもかかわらず、今回、体罰を行った。

加えて、同教諭は、自身の行為を管理職に報告せず、担任業務を他の教員に依頼することなく、退勤した。

イ　市立中学校　男性教諭（４４歳）『減給３月』

平成３０年１１月、男子生徒を指導した際、胸ぐらを掴む、足を引っ掛けて倒す、臀部を蹴る、頬を叩く体罰をした。

また、同教諭は、昨年度にも生徒の頭を叩く体罰をしていた。

ウ　市立中学校　男性教諭（２９歳）『減給３月』

平成３０年１１月、自らの誤った認識により、５人の男子生徒に対して、口頭による指導をすることなく、生徒の背後から、腿や膝のあたりを、相当な力で１回ずつ蹴る体罰をした。

エ　市立中学校　男性教諭（３０歳）『減給３月』

平成３０年１１月、自らの誤った認識により、男子生徒の胸ぐらを掴む、首元を押す、背負っていたリュックを引っ張って転倒させる体罰をした。

また、同教諭は、昨年度にも別の生徒の胸ぐらを掴む、腕を引っ張って転倒させる体罰をしていた。

オ　市立中学校　男性教諭（５１歳）『減給１月』

平成３０年１１月、２人の男子生徒を指導した際、胸を叩く、胸ぐらを掴む、壁に押し付ける、足を蹴る体罰をした。

また、同教諭は、自らの誤解により、指導の必要のなかった男子生徒に対して、胸ぐらを掴む、足を蹴る体罰を行うとともに、暴言を発した。

②卒業式における不起立…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（６０歳）『戒告』

平成３０年度卒業式において、教育長及び校長からの職務命令に従わず、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった。

③生徒へのセクシャルハラスメント…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（２７歳）『戒告』

平成３０年８月末から１０月中旬にかけて、生徒に教材を手渡す際、同教諭の手の甲や教材が、生徒の胸元に触れることが複数回あり、複数の女子生徒が不快感を抱くなどの被害を訴えた。

④生徒への不適切な言動…１件（２名）

・　府立支援学校　男性教諭（２８歳）『戒告』

　　府立支援学校　女性講師（６１歳）『戒告』

教諭らは、平成３０年４月以降、２名の児童に対して、不適切な言動を繰り返し行っていた。

⑤同僚職員へのハラスメント…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教頭（５５歳）『減給６月』

平成２９年１１月中旬、女性教員から、私的な内容のメールのやり取りを止め、同教頭との接触を避ける意思を示すメールを受け取ったにもかかわらず、それ以降も、不適切な内容の多数のメールを送り続けた。さらに、同教頭は、当該女性教員に職務上の指示をした際、当該女性教員が、同教頭の機嫌を損ねてしまったと感じるような態度をとるなどし、当該女性教員に精神的苦痛を与えた。

⑥欠勤…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（５４歳）『戒告』

平成３０年８月、年次有給休暇を使い果たし、６時間１５分、正当な理由のない欠勤をした。

⑦職務専念義務違反…１件（１名）

・　府立高等学校　男性講師（４８歳）『減給１月』

平成３０年１０月、年次有給休暇等を取得することなく、５回にわたり、計１０時間４５分間、職場離脱した。

　　⑧個人情報の流出…３件（３名）

ア　市立中学校　男性講師（３１歳）『戒告』

平成３１年１月、管理職の許可を得ることなく、支援学級生徒５名分の「個別支援計画」等の生徒の個人情報が保存されたUSBメモリを学校外に持ち出し、紛失し、外部に流出させた。

イ　府立高等学校　男性教諭（２６歳）『戒告』

平成３０年１２月、管理職の許可を得ることなく、同教諭が顧問を務める部活動の部員１６名分の氏名、顔写真、選手登録番号等が記載された「名簿」等の生徒の個人情報が記載された書類を学校外に持ち出し、紛失し、外部に流出させた。

ウ　府立高等学校　男性教諭（３０歳）『戒告』

平成３０年４月、管理職の許可を得ることなく、勤務校の生徒１６名分の「名簿」や同教諭が以前に勤務していた学校の生徒９５名分の成績処理データ等の生徒の個人情報が保存されたUSBメモリを学校外に持ち出し、紛失し、外部に流出させた。

⑨管理職の職務懈怠…１件（２名）

・　市立小学校　男性校長（５６歳）『減給３月』

　　市立中学校　男性校長（６０歳）『減給３月』

校長らは、学校徴収金等を横領し、平成３０年３月２９日付けで懲戒免職となった事務職員に、各会計の預金通帳と銀行印の管理を任せきりにし、通帳等を確認するなどのチェックを行わなかったために、横領行為を防止することができなかった。

（２）公金公物関係…１件（１名）

　　①通勤手当の不正受給…１件（１名）

　　　・　府立支援学校　男性教諭（６３歳）『戒告』

公共交通機関を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、平成２５年８月から平成３０年９月までの５年２か月間、認定外の自転車での通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行…６件（６名）

　　①殺人…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（２８歳）『懲戒免職』

平成３０年１２月、自宅において、同居していた家人を殺害したことから、殺人の容疑で逮捕され、平成３１年１月、起訴された。

②窃盗…１件（１名）

・　府立支援学校　女性講師（２３歳）『懲戒免職』

平成３０年１２月、勤務校の女子更衣室において、同僚職員がファンヒーターの上部に置き忘れていた、現金７万４千円等が入った財布を盗んだ。

③痴漢…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（２５歳）『停職６月』

平成３０年１０月、大阪市内の娯楽施設内の休憩室において、成人男性の陰部を触り、大阪府迷惑行為防止条例違反容疑で逮捕、略式起訴され、罰金刑を受けた。

④児童ポルノ禁止法違反…２件（２名）

ア　府立支援学校　男性校長（５９歳）『懲戒免職』

平成３０年９月及び１０月、１８歳未満の女性と性交等をし、その姿態をビデオカメラ等で撮影したことから、平成３１年１月、児童ポルノ禁止法違反容疑で逮捕、起訴された。

また、同校長は、平成３０年１２月にも、２度、１８歳未満の女性と性交類似行為をし、再逮捕された。

イ　市立小学校　男性教諭（３３歳）『懲戒免職』

平成３０年８月、自宅のパソコンで、ファイル共有ソフトを利用し、児童ポルノの動画データ１点を、当該ファイル共有ソフトを利用する不特定多数のインターネット利用者に公開し、同年１１月、警察の家宅捜索、取り調べを受け、平成３１年３月、起訴され、罰金刑を受けた。

また、同教諭は、過去にも同様の行為を繰り返していた。

⑤暴行及び傷害…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（３８歳）『停職３月』

交際していた成人女性の身体を強く押さえつける等の暴行により、打撲傷などを負わせたとして、平成３０年５月、逮捕、送検された。

３　府教委の取り組み

　○　平成３１年２月、全教職員の当事者意識を醸成することを目的に、事例に基づいたワークシートによるケーススタディを全ての府立学校で行うよう指示した。

　〇　平成３１年４月３日の「府立学校新規採用者研修」、同月１１日の「府費負担教職員新規採用者研修」及び同月１７日の「府立学校初任常勤講師研修」において、『教職員の服務規律』の研修を行った。

〇　平成３１年４月１５日の「府立学校新任教頭研修」、同月１９日の「府立学校新任校長研修」及び、２５日の「小中学校新任校長研修」においても、職員の不祥事防止に向けた注意喚起を行った。